

議 第 44 号

令和 8 年 7 月 23 日提出

熊本市学校給食運営協議会の委員の委嘱について

熊本市学校給食運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）第 3 条及び熊本市学校給食運営協議会運営要綱（令和 2 年（2020 年）8 月 19 日制定）第 3 条第 2 項の規定により熊本市学校給食運営協議会の委員を委嘱するため熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

令和8年度 熊本市学校給食運営協議会委員

氏 名		所属団体・役職等	委嘱期間	備考
秋吉 澄子	女性	尚綱大学 短期大学部 食物栄養学科 准教授（学識経験者）	令和8年8月1日から 令和10年3月31日まで	再任
河原 さおり	女性	健康福祉局保健衛生部食品保健課 技術主幹（食品衛生監視員）	令和8年8月1日から 令和10年3月31日まで	再任
宮田 拓矢	男性	熊本市PTA協議会 常任理事	令和8年8月1日から 令和10年3月31日まで	新任
梅田 隆弘	男性	熊本市PTA協議会 常任理事	令和8年8月1日から 令和10年3月31日まで	再任
坂本 準	男性	熊本市立中学校長代表（熊本市立天明中学校長）	令和8年8月1日から 令和10年3月31日まで	再任
秋元 千佳	女性	熊本市立小学校長代表（熊本市立花園小学校長）	令和8年8月1日から 令和10年3月31日まで	新任
中河原 晶	女性	栄養教諭（熊本市立託麻原小学校）	令和8年8月1日から 令和10年3月31日まで	新任
吉村 美奈子	女性	給食技師（熊本市立泉ヶ丘小学校 主任）	令和8年8月1日から 令和10年3月31日まで	再任
古上 理恵	女性	給食技師（熊本市立白川小学校 主任）	令和8年8月1日から 令和10年3月31日まで	再任
西山 智恵子	女性	公募委員	令和8年8月1日から 令和10年3月31日まで	新任

○ 熊本市附属機関設置条例〔人事課〕

《抜粋》

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

《抜粋》

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。

○ 熊本市学校給食運営協議会運営要綱

《抜粋》

第3条 協議会は、16名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食品衛生監視員
- (3) 市PTA協議会代表者
- (4) 校長代表者
- (5) 栄養教諭又は学校栄養職員の代表者
- (6) 給食技師代表者
- (7) 公募委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱された日から同日の属する年度の翌年度の末日とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、新たに委員を加える場合の当該委員の任期は、当該委員以外の委員の任期が終了するまでの間とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、教育長が特に認める場合は、委員の任期をその満了日より前にすることができる。

○ 熊本市教育委員会教育長事務委任等規則〔教育政策課〕

《抜粋》

(事務の委任)

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(11) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命し、又は委嘱すること。

熊本市学校給食運営協議会運営要綱

制定 令和2年(2020年)8月19日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市学校給食運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を答申するものとする。

- (1) 学校給食の運営に関すること
- (2) 給食費に関すること
- (3) その他教育長が協議会において行うことを必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、16名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食品衛生監視員
- (3) 市PTA協議会代表者
- (4) 校長代表者
- (5) 栄養教諭又は学校栄養職員の代表者
- (6) 給食技師代表者
- (7) 公募委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱された日から同日の属する年度の翌年度の末日とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、新たに委員を加える場合の当該委員の任期は、当該委員以外の委員の任期が終了するまでの間とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、教育長が特に認める場合は、委員の任期をその満了日より前にすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部健康教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、令和2年(2020年)8月19日から施行する。

令和8年度（2026年度）熊本市学校給食運営協議会について

1 概要

本会は学校給食の運営、給食費に関することなどについて、教育委員会の諮問に応じ、調査審議を行い、その結果について答申等を行うことを所掌事務とし運営する。その審議事項の一つとして民間委託の業務が適切かつ確実に履行されているか、評価・検証を行い、業務の質の向上を図る。

前身の民間委託評価委員会での実施を含め、平成19年度から19年にわたり評価を行ってきた。

2 令和8年度（2026年度）の運営協議会

本年度は、学識経験者、食品衛生監視員、PTA協議会代表者、学校給食関係者等に公募委員を加えた10名となる。

No	委員	人数
1	学識経験者	1
2	食品衛生監視員	1
3	市PTA協議会代表者	2
4	校長代表者（小学校・中学校）	2
5	栄養教諭または学校栄養職員の代表者	1
6	給食技師代表者	2
7	公募委員	1
合計		10

※委員任期…令和8年8月1日～令和10年3月31日（※再任の場合あり。）

3 開催スケジュールおよび視察・検証・審議内容

(1) 開催スケジュールについて

開催予定（案）	視察・検証・審議内容
8月（第1回）会議・調理場の現状確認	・趣旨説明及び今後の評価ポイント確認
9月（第2回）委託校の現地視察評価	・給食室、調理場の視察（調理・洗浄）
10月（第3回）委託共同調理場の現地視察評価	・給食試食、関係職員からの意見聴取
11月（第4回）現地評価まとめにかかる協議	・現地評価等にかかる意見交換及び質疑応答
1月（第5回）評価・報告案にかかる審議	・第4回の協議を受けて事務局が作成した評価・報告案を審議
3月 評価内容について教育委員会での報告	

(2) 視察当日の流れ（予定）

AM9時～ 視察先に各自集合
 AM9時20分～ 調理業務の視察
 AM11時45分～ 試食（検食に合わせ）
 PM0時30分～ 配膳等まで確認
 PM1時～ 洗浄業務の視察等
 PM2時 現地解散

【評価の観点】

- 衛生管理面（衛生基準、保健所立入検査等）
- 品質面（試食、アンケート聴取し給食の完成度）
- 給食運営面（運営・危機管理体制、職員研修等の有無）
- 学校との連携面（学校・委員会との連携、除去食対応）